

科学研究費助成事業における評価に関する規程

平成14年11月12日
科学技術・学術審議会学術分科会
科学研究費補助金審査部会決定
平成15年4月15日一部改正
平成16年1月28日一部改正
平成16年11月17日一部改正
平成17年6月6日一部改正
平成18年1月31日一部改正
平成18年6月6日一部改正
平成18年11月21日一部改正
平成19年1月30日一部改正
平成19年11月20日一部改正
平成20年8月1日一部改正
平成20年11月12日一部改正
平成21年3月23日一部改正
平成21年11月26日一部改正
平成22年11月25日一部改正
平成23年4月19日一部改正
平成23年12月1日一部改正
平成24年11月27日一部改正
平成28年3月29日一部改正
平成28年11月24日一部改正
平成30年8月7日一部改正
令和元年9月26日一部改正
令和2年1月9日一部改正
令和3年1月26日一部改正
令和3年9月10日一部改正
令和3年10月20日一部改正
令和3年11月26日一部改正
令和5年2月13日一部改正
令和5年8月9日一部改正
令和5年11月30日一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会（以下「部会」という。）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 審査部会運営規則 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会運営規則（平成13年3月科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会決定）をいう。
- 二 評価者 部会に属する委員、臨時委員及び専門委員並びに「科学研究費助成事業における評価に関する委員会の設置について」（平成21年3月23日研究振興局長決定）に定める委員会に属する外部有識者をいう。
- 三 被評価者 下記の者のうち、部会において行う評価の対象となっている者を総称

する場合をいう。(下記の者のうち、審査の対象となっている者を総称する場合は、「応募者」という。)

- (1) 新学術領域研究の研究領域の領域代表者又は研究課題の研究代表者
- (2) 学術変革領域研究の研究領域の領域代表者又は研究課題の研究代表者
- (3) 特別研究促進費の研究課題の研究代表者
- (4) 特定奨励費の研究事業の代表者

- 四 委員会 「科学研究費助成事業における評価に関する委員会の設置について」に定める委員会をいう。
- 五 各系委員会 委員会のうち、人文・社会系委員会、理工系委員会、生物系委員会、複合領域委員会をいう。
- 六 各区分審査委員会 委員会のうち、学術変革領域研究(A)(I)、(II)、(III)、(IV)審査委員会及び学術変革領域研究(B)(I)、(II)、(III)、(IV)審査委員会をいう。
- 七 各区分評価委員会 委員会のうち、学術変革領域研究(A)(I)、(II)、(III)、(IV)評価委員会をいう。
- 八 審査意見書 部会、各系委員会又は各区分審査委員会における審査において、より専門的な意見を加味するため、所定の様式により作成された意見書をいう。
- 九 審査意見書作成者 審査意見書の作成を依頼された者をいう。
- 十 評価意見書 各系委員会における中間評価及び事後評価において、より専門的な意見を加味するため、所定の様式により作成された意見書をいう。
- 十一 評価協力者 評価意見書の作成を依頼された者をいう。
- 十二 学術調査官 文部科学省組織規則第53条及び第62条に定める者であって、命を受けて文部科学省研究振興局の所掌事務のうち、学術に関する事項についての調査、指導及び助言に当たる者をいう。

(評価の種類)

第2条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 中間評価
- 三 事後評価
- 四 期末評価

(評価の時期)

第3条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 中間評価 学術変革領域研究(A)においては実施期間4年度目、学術変革領域研究(学術研究支援基盤形成)においては実施期間3年度目に行う。
なお、部会が中間評価以降の進捗状況を改めて確認することが必要であると判断した場合は、翌年度に進捗状況確認を実施できることとする。
- 三 事後評価 研究領域終了年度の翌年度に行う。(新学術領域研究に限る。ただし、「学術研究支援基盤形成」を除く。)
なお、天災等により、主たる研究の遅れが不可避であった場合において、部会が翌年度に改めて事後評価を行うことが適当であると判断した場合は、評点を付すこと(以下「評定」という。)を保留し、翌年度に再度、事後評価を実施できることとする。
- 四 期末評価 学術変革領域研究(学術研究支援基盤形成)学術変革領域研究(学術研究支援基盤形成)において、実施期間終了年度に行う。

(評価の方法)

第4条 評価は、学術的独自性や創造性、研究目的の明確さ等を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価

四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第5条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 評価者、審査意見書作成者、評価協力者及び学術調査官（以下「評価者等」という。）は、評価の過程で知ることのできた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
 - 一 計画調書、中間評価報告書、事後評価報告書及び期末評価報告書並びにその内容（採択されたもののうち、応募者が情報提供に同意したものを除く）
 - 二 審査において、ヒアリング対象の研究課題、研究領域又は研究事業となっているかどうかに関する情報（応募者に通知するまでの間）
 - 三 審査意見書及び評価意見書並びにその内容
 - 四 評価者の発言内容及び評価に関連して評価者を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）
 - 五 各評価者が行う評価の評点及びその集計結果
 - 六 評価の結果（被評価者に開示されるまでの間）
 - 七 委員会に属する評価者の候補者となった者の氏名等
 - 八 部会及び委員会に属する評価者の氏名等（第8条に定める一般に公開されるまでの間）
 - 九 その他非公表とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問合せに応じないものとする。（第9条に定める情報提供を除く。）
- 4 評価者等は、当該評価について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省研究振興局学術研究推進課に報告しなければならない。

(研究者倫理の遵守)

第6条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第7条 評価に関する利害関係者の排除の方針は、次のとおりとする。

- 一 評価者は、自らが「研究代表者、研究分担者、領域代表者又は特定奨励費の研究事業実施団体の役員若しくは研究責任者（以下本条において「研究代表者等」という。）」である「研究課題、研究領域又は研究事業（以下本条において「研究課題等」という。）」の評価に参画しないものとする。

なお、評価者が、研究領域を構成して行う研究の関係者である場合の取扱いは次のとおりとする。

 - (1) 評価者が、領域代表者、当該研究領域を構成する計画研究の研究代表者又は研究分担者である場合、当該研究領域の評価及び当該研究領域を構成する計画研究の研究課題の評価には参画しない。
 - (2) 評価者が、当該研究領域に公募研究の研究代表者として参加している場合、当該研究領域の評価には参画しない。
 - (3) 評価者が、当該研究領域に公募研究の研究代表者として応募している場合、自ら応募した研究課題の評価には参画しない。
- 二 評価者が、研究課題等の研究代表者等との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合又は所属する委員会等において評価に参画しないことが適当との判断がなされた場合は、評価に参画しないものとする。
 - (1) 親族関係又はそれと同等の親密な個人的関係
 - (2) 緊密な共同研究を行う関係（例えば、「共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究会への参加」を通じ緊密な関係にある者）
 - (3) 同一講座（研究室）において同一の研究を行う所属関係
 - (4) 密接な師弟関係又は直接的な雇用関係
 - (5) 研究課題等の評価に参画することにより公正性が失われると見なされるおそれのある対立的な関係又は競争関係
 - (6) (1)～(5)のほか、評価者が自ら強い利害関係を有すると判断する関係
- 2 審査意見書作成者の選定に当たり、次の各号に掲げる点に留意するものとする。
 - 一 同一の研究機関又は部局からの重複推薦をできる限り避けること

二 次の者は推薦しないこと

- (1) 当該各系委員会又は各区分委員会の審査の対象となる同一研究種目の研究代表者及び領域代表者（継続の研究課題及び研究領域に係る者を除く）
- (2) 部会に属する評価者
- (3) 当該各系委員会又は各区分委員会に属する評価者（特定奨励費の審査意見書作成者を除く）

（評価結果等の開示）

第8条 評価結果の開示は、次のとおり、研究種目ごとに別添のとおりとする。

- ・別添1 科学研究費助成事業「新学術領域研究」の審査要綱
- ・別添2 科学研究費助成事業「新学術領域研究（研究領域提案型）」の評価要綱
- ・別添3 科学研究費助成事業「学術変革領域研究」の審査要綱
- ・別添4 科学研究費助成事業「学術変革領域研究（A）」の評価要綱
- ・別添5 科学研究費助成事業「特別研究促進費」の審査要綱
- ・別添6 科学研究費助成事業「特定奨励費」の審査要綱

2 評価者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

（評価結果等の情報提供）

第9条 学術調査官は、評価結果が被評価者に開示された後、被評価者の求めに応じ、当該評価結果に係る補足情報（評価者が特定されるものを除く。）を提供することができる。

（学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）の扱い）

第10条 学術変革領域研究（学術研究支援基盤形成）の評価に関する規程は、本規程によるもののほか別に定めることとする。

第2章 審査

（審査の実施体制）

第11条 部会において行う審査に係る調査は、委員会において行うものとする。（特別研究促進費及び特定奨励費を除く。）

2 学術調査官は、部会及び各区分審査委員会に対して審査に関する情報を提供することとする。

（審査の方針）

第12条 審査の方針は、次のとおりとする。

- 一 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月内閣総理大臣決定）の趣旨、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成14年6月文部科学大臣決定）のほか、本規程にのっとり、厳正な審査を行う。
- 二 研究領域、研究課題及び研究事業は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし、特に重要なものを選定する。
その際、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究費の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。
なお、単に研究領域及び研究課題が他の研究費制度の助成対象となり得ること、あるいは、他の研究費制度による事業を実施中であることのみをもって、不利益な取扱いを行わないこととする。
- 三 研究代表者が研究分担者ととともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- 四 採択したものに対しては、その内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- 五 研究領域又は研究課題の他の研究種目（応募区分）若しくは審査区分への移し換えはしない。
- 六 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題及び研究事業又はアンケート調査等を行う研究課題及び研究事業については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- 七 ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）

に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

(審査の方法)

第13条 審査の方法は、次のとおり、研究種目ごとに別添のとおりとする。

- ・別添1 科学研究費助成事業「新学術領域研究」の審査要綱
- ・別添3 科学研究費助成事業「学術変革領域研究」の審査要綱
- ・別添5 科学研究費助成事業「特別研究促進費」の審査要綱
- ・別添6 科学研究費助成事業「特定奨励費」の審査要綱

第3章 中間評価

(中間評価の実施体制)

第14条 部会において行う中間評価に係る調査は、委員会において行うものとする。

2 学術調査官は、部会及び各区分評価委員会に対して中間評価に関する情報を提供することとする。

(中間評価の方法)

第15条 中間評価の方法は、「別添4 科学研究費助成事業「学術変革領域研究(A)」の評価要綱」のとおりとする。

第4章 事後評価

(事後評価の実施体制)

第16条 部会において行う事後評価に係る調査は、各系委員会において行うものとする。

2 学術調査官は、事後評価において次に掲げる事項に関与するものとする。

- (1) 部会及び各系委員会に対して事後評価に関する情報を提供すること
- (2) 各系委員会が取りまとめる事後評価結果の原案を作成すること

(事後評価の方法)

第17条 事後評価の方法は、「別添2 科学研究費助成事業「新学術領域研究(研究領域提案型)」の評価要綱」のとおりとする。

第5章 期末評価

(期末評価の実施体制)

第18条 部会において行う期末評価に係る調査は、学術研究支援基盤形成委員会において行うものとする。

(期末評価の評価方法)

第19条 期末評価の方法は、別に定めるところにより行うものとする。